訓練奨励金及び新規訓練設定奨励金の概要

訓練奨励金 1

職業訓練を行った期間について、公共職業安定所長の受講勧奨を受けた 受講者の数に、以下の月額を乗じた額が支給されます。

職業横断的スキル習得訓練コース

6万円/月

新規成長・雇用吸収分野等訓練コース

基礎演習コース 10万円/月

実践演習コース 6万円/月

社会的事業者等訓練コース(注1)

10万円/月

2 新規訓練設定奨励金

(1) 第1種新規訓練設定奨励金(すべての基金訓練コース対象)

訓練コースを新たに設定した場合に、その訓練の期間及び定員数に応 じて、以下の額が支給されます。なお、同種の訓練コースを反復して実 施しても、奨励金の支給対象となるのは初回に実施した1コースのみで す。

訓練期間	定員数			
	1~9人	10~14人	15~19人	2 0 人以上
3月以上6月未満	1 人当たり 5 万円	5 0 万円	7 5 万円	100万円
6月以上9月未満	1人当たり 10万円	100万円	1 5 0 万円	200万円
9月以上12月以下	1人当たり 15万円	1 5 0 万円	2 2 5 万円	3 0 0 万円

(2) 第2種新規訓練設定奨励金(社会的事業者等訓練コース対象)

1施設当たり支給対象経費ごとに以下の額を限度として、訓練実施のために必要な施設・設備の設置又は整備等を行うために要した費用の5分の4の額が支給されます(注2)。

ア 施設の建物の借入れに係る礼金

50万円

イ 施設を整備するための施設改造(施設改造、施設補修、

室内外改装、看板制作等)の経費

400万円

ウ 設備の整備(訓練機器、事務機械、什器、訓練で使用す

る備品等の購入)に係る経費

350万円

- 注1 社会的事業者等訓練コースの認定基準は、別途定めることとしており、今回の発表内容には含まれません。
 - 2 支給対象となる施設・設備は、基金訓練に使用することを主たる目的とし、かつ複数の受講者 が反復して使用できるものに限られます。